

都の家庭福祉員制度と国制度との比較一覧

| | 都の家庭福祉員制度 | | 国の家庭的保育事業 | |
|------------|---|---|---|---------------------------------|
| | | | 個人実施型 | 保育所実施型 |
| 目的 | 保育技能・経験を有する者がその家庭において、保育を要する子どもを保育することにより、児童福祉の向上を図る。 | | 家庭的保育者が、保育所または児童入所施設と連携を図りながら、低年齢児の保育を行う事業 保育所が雇用する家庭的保育者が、就学前児童の保育を行う事業 | |
| 実施主体 | 区市町村 | | 次の要件すべてを満たす区市町村 ①入所待機の低年齢児がいる。 ②0歳児を保育する保育所がある。 | |
| 対象児童 | 3歳未満 区市町村が保育を必要と認めた乳幼児 | | 3歳未満 日々保育に欠ける低年齢児 | 6歳未満 日々保育に欠ける就学前児童 |
| 規模 | 3人以内。補助者と2人で保育する場合は5人まで | | 3人以内。補助者と2人で保育する場合は5人まで | |
| 実施場所 | 家庭福祉員の自宅 | | 家庭的保育者自身の居室または賃貸アパート等家庭的保育を実施するのに適切と市町村が認めた場所 | |
| 保育者の要件等 | 資格 | 保育士、看護師、保健師、助産師、教員及び区市町村が実施する研修修了者で、保育経験を有する者 | | 保育士、看護師(保健師・助産師も可) |
| | 登録時年齢 | 満25歳～満62歳 | | — |
| | 年齢制限 | 満65歳までの者 | | — |
| | 養育する子 | 現に養育している6歳未満の子どものがいないこと | | 現に養育する就学前児童または介護の必要なものがないこと |
| | 環境 認定及び連携 保育所 | 家庭環境が健全であり、子どもの保育に専念できること 区市町村が認定した者 | | — 区市町村と委託契約を結んだ連携保育所の支援を受ける。 |
| 施設の基準 | 保育室 | 9.9㎡(3人を超える子ども1人につき3.3㎡を加算)以上 | | 9.9㎡(3人を超える子ども1人につき3.3㎡を加算)以上 |
| | 屋外遊技場 | — | | 遊戯に適する庭、又は付近に公園・空き地等があること。 |
| 保育時間 | 区市町村が定める。(概ね午後6時まで) | | — | |
| 保育料 | 区市町村が定める。 | | — | |
| 保育の手続き | 要綱上は規定していない。(区市へ申込21、家庭福祉員へ直接申込16、市を経由して家庭福祉員へ申込3) | | 家庭的保育の申込の代行、市町村の認定を受けた児童の保護者に対してあせんまたは紹介 | |
| 運営費補助基準額 | 児童1人あたり 81,200円 | | ①児童1人あたり 36,600円、②保育所人件費等年額(基本分300,000円+加算分 家庭的保育者1人につき200,000円) | |
| 運営費の負担割合 | 都1/2、区市町村1/2 | | 国1/3、都1/3、区市町村1/3 | |
| 19年6月1日現在数 | 家庭福祉員 受託児童数 | 621名 1,223名 | 家庭福祉員 受託児童数 | 7名 17名 |